

知内町農業者トレーニングセンター（スポーツセンター）
トレーニング室使用に係る内規

（目的）

第1条 知内町教育委員会が管理運営する知内町農業者トレーニングセンター（スポーツセンター）条例及び管理運営規則の規定により、その施設内に設置されているトレーニング室の管理運営に関する必要事項を定めるものとする。

（使用時間）

第2条 団体の使用時間は午後7時までとし、同団体が使用開始時間から引き続き90分を超えて使用することはできない。ただし、個人使用の場合はこの限りではない。

（使用許可の申請）

第3条 管理運営規則第4条2項の規定により、申請者は使用日1ヵ月前から10日前までに使用許可申請書にて提出しなければならない。ただし、個人使用の場合はこの限りではない。

（使用者の遵守事項）

第4条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- （1）トレーニング以外の使用はしないこと。
- （2）使用前には必ず事務所に申し出ること。アリーナ等からの直接入室は認めない。
- （3）午後5時以降の使用は、最大90分までとする。
- （4）騒音や大声等奇声を上げる行為はしないこと。その他、他人に迷惑をかけること。
- （5）運動に適した服装、及び上履きを着用すること。
- （6）飲酒直後の使用はしないこと。また、室内での通話や写真・動画撮影はしないこと。
- （7）器具等の独占はしないこと。また、器具等の持出はしないこと。
- （8）小学生の入室は禁ずる。中学生は保護者の付添で使用する。
- （9）紛失盗難について、管理者は一切の責任を負わない。貴重品の管理は徹底すること。
- （10）使用後は必ず器具を所定の位置へ戻し、使用器具の清掃・消毒を済ませ退室すること。

附 則

この内規は、令和3年11月1日より施行する。